

令和3年11月10日

教育長・各課（局・室・センター）長 様

与謝野町長 山添 藤真

令和4年度の予算編成について

令和4年度の予算編成を、次により進めるよう通知する。

1. 本町を取り巻く環境

本町では第2次与謝野町総合計画「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」や「与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略」等を羅針盤として町政運営に取り組んできた。この間、住民とともに歩んできたまちづくりは確実に定着しつつあり、飛躍の時を迎えている。

新型コロナウイルス感染症により、取り巻く環境が一変したが、ワクチン接種や感染予防の努力により日常を取り戻す兆しも見えつつある。引き続き感染拡大防止策を徹底しながら、社会経済活動の回復と新たな生活様式への対応、そしてアフターコロナを見据えたまちづくりに全力で取り組んでいるところである。

コロナ禍においては、東京一極集中の社会構造・価値観を見直す動きが生まれ、都市圏以外の地域がより一層注目されるようになった。この機を逃さず、本町としても地域ならではの資源を活かし、都市部からのヒト・モノ・カネといった資源の還流を生むまちづくりを推進する必要がある。

また、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」などのコロナ以前からの国際的な潮流も踏まえ、まちや地域に対する愛情を育み合い、地域資源を活かした持続可能な循環社会の構築を確実に根付かせる必要がある。

一方で町の財政状況については、令和2年度一般会計決算において、再び財政調整基金を1億7千万円の取り崩し決算となった。町の財政力は引き続き脆弱であり、普通交付税などに依存する傾向が強い。実質公債費比率、将来負担比率ともに令和元年度に比べ横ばいか改善しているが、依然として厳しい水準にあるため、「与謝野町財政計画」を策定し、今後も続く厳しい財政状況への対応を明示している。令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により町税の減収が見込まれるほか、歳入の大幅な増加が見込めない中で、普通建設事業費の圧縮、経常経費の縮減をはじめ、大幅な歳出の減額を行わざるを得ない状況にある。

2. 予算編成の基本的な考え方

令和4年度予算については、令和4年4月に町長選挙が実施される予定のため、原則

として政策的事業及び新規事業を除いた『骨格型』の予算編成とするが、令和4年度に計画されている年間の事業予算規模及び財源状況を事前に把握する必要があるため、例年どおりの予算（案）を編成後、取捨選択の上「骨格型」予算へ調整するものとする。

厳しい財政状況にあっても、効果的に第2次総合計画に掲げる施策を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式や住民ニーズへの対応を進めていくため、次の考え方に基づいて予算編成を進めるものとする。

なお、今後発出される国の補正予算の動向を注視し、前倒しできる事業は令和3年度補正予算に計上した上で実施するなど、財源を有効に活用した事業立案を念頭に置いて予算編成を行うこと。

(1) 第2次与謝野町総合計画の推進

基本構想に掲げる「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」の実現をめざし、基本計画に掲げる7つの分野別方針に掲げる施策や、第2期与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略に掲げる施策について、優先度を勘案して、効果的な推進を図ることとする。

なお、私の5つの基本政策は、以下の表のとおり第2次総合計画の分野別方針に位置づけ推進する。

第2次総合計画分野別方針	5つの基本政策 (未来への展望)
一人ひとりが個性を活かし安心して働けるまち 【分野1】	①経済成長を実現する ④与謝野力の向上を実現する
地元を誇りに思い、人の流れを生むまち 【分野2】	②多様な交流を実現する
みんなが自分らしく幸せに生きるまち 【分野3】	③安心・安全を実現する
つながりで笑顔を未来につむぐまち 【分野4】	③安心・安全を実現する
魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち 【分野5】	③安心・安全を実現する ④与謝野力の向上を実現する
美しく住みやすい安心安全なまち 【分野6】	③安心・安全を実現する ⑤持続可能な環境を実現する
住民が主人公となるまち 【分野7】	⑤持続可能な環境を実現する

(2) 持続可能な行財政基盤の確立

「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」を実現するためには、厳しい社会経済状況においても、必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の確立の両立に向けた行財政経営（従来の行財政運営からの転換）に取り組むことが必要である。

令和4年度予算編成においては、第3次行政改革大綱の基本方針に基づく取組を積極的に進めることとし、既存事業の見直し、投資的経費や大規模修繕などの取捨選択

を行うこととする。

3. 予算編成に際しての留意事項

基本的な考え方を踏まえ、具体的に次の事項に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 予算編成ヒアリング等を踏まえた各種事業の要求

本年春から進めてきた令和4年度当初予算編成に向けたヒアリング及び新型コロナウイルス感染症対策において議論した事項について、庁内あるいは関係する団体等と議論・調整のうえ具現化すること。

なお、議論した事項のうち、結論を得ていないもの、事業化しないもの、令和4年度当初予算に要求しないものについては、それぞれ議論・調整等の状況、理由、取組の方向性等について報告すること。

「提出資料①令和4年度当初予算にかかる要求概要（様式1）」、「提出資料②令和4年度新規事務事業シート（様式2）」を提出すること。

(2) 予算要求における更なる見積精査

依然として普通交付税に大きく依存する状況下では、歳入一般財源を過大に見積もることはできないため、最低でも今年度と同水準の予算要求でないと必ず歳出超過の予算となる。

概算要求時点で一般財源が約10億円不足（基金充当のない状態）する状況でもあり、予算要求は、余剰は見込まず必要最低限の経費を積上げることとし、以下の点に留意し精査すること。

- ・事業の精査、先送り、令和3年度コロナ関連補正予算への前倒しや、充当財源の確保等により、各課全体予算で概算要求時の一部事務組合等の分担金、投資的事業等を除く一般財源額から概ね10%の削減に努めること（各課の概算要求時の一般財源額は、「提出資料③ 予算要求額整理表（様式3）」と「【参考資料】令和4年度概算要求時一般財源集計」を参照すること。）。
- ・燃料費、光熱水費、電話・通信料については、令和2年度決算額を上限とすること。
- ・会計年度任用職員については、正職員が増となった部署については削減するなど、精査すること。
- ・例年3月議会において未執行予算が多いとの指摘があるため、不確定要素は見込まず、真に必要な経費を予算要求すること。
- ・各課要求額把握のため「提出資料③ 予算要求額整理表（様式3）」の令和4年度欄の額を今回要求額に修正し提出すること。

※様式3は概算要求時の令和4年度概算要求整理表を基に、時間外手当を追加、また、財源として地方債、基金を充当し作成している。

(3) 法令、条例、要綱等との整合性

本年9月議会の条例審議において、基金条例に定める積立額と実際の積立額が整合しないことにより、条例と予算執行の整合性について厳しい指摘を受けている。再発防止のために、予算編成時点での条例との整合性確認強化についての「予算要求時の新たなルール」に従い予算要求すること

【予算要求時の新たなルール】

予算編成時点での法令、条例、要綱等との整合性チェック体制の強化

①条例や要綱等が定められた、若しくは制定が必要な予算費目に対して予算要求を行う場合、担当課は根拠法令を必ず予算要求書に明記する。

→根拠法令に改正等の必要がある場合は「一部改正の必要あり」、「新規制定の必要あり」等、担当課で予算と根拠法令の整合性を確認した結果を予算要求書に記述する。

→予算資料として根拠法令の改正（案）等を予算要求書と合わせて提出する。

②予算査定では、提出された予算要求書、予算資料等により整合性を確認する。

(4) 事務事業評価結果に対する対応

事務事業評価の二次評価は、事業の実施手法及び効果等について庁内第3者や外部有識者等からの意見等をいただくことで、事業の今後の方向性を共有するものであって結論づけるものではないが、予算要求においても重要な参考となるため、明確な理由なしにその方針を反故にできない。

よって、令和元年度～令和3年度に実施した事務事業評価結果を踏まえた見直しを検討し、予算への反映に努めること。

【提出資料①R4 予算要求概要様式（様式1）】に対応内容を記載すること。

(5) 投資的事業や大規模修繕などの優先付け（地方債の発行抑制）

令和2年度決算では、実質公債費比率が17.0%となり、京都府内ではワースト3の水準にある。数値悪化抑制策として令和2年度に実施した減債基金を活用した公債費の繰上償還により、地方債発行許可団体となる18%以下に抑制する方向性を見出すことが出来たが、財政計画に沿う形で公債費の発行抑制をしなければならぬ。

このような状況の中、令和4年度は地方債の発行抑制を以下の考えのもとに実施する。

①財政計画における地方債発行方針に基づき、令和3年度繰越分を含む令和4年度における起債額の上限額を10億円（臨時財政対策債等3億円を含む）とし、その配分予定額は下記のとおりとする。各課で投資的事業を再精査すること。

- ・建設事業に係る事業債 約6億円
- ・臨時財政対策債及び過疎対策事業債ソフト事業分 約3億円
- ・令和3年度からの繰越分 約1億円（当初予算には計上しない分）

②本予算要求時において、工事実施箇所等決定していない事業は先送りとする。なお、例年以上に取捨選択が必要となるため、投資的経費（工事請負費、設計委託料、公有財産購入費、備品購入費など）や大規模修繕については、要求課の優先順位が分かるように、要求書の積算内容欄にA、B、Cと付番し、優先度が分かるように記入すること。なお、区分に偏りが生じないよう概ね下記の割合で区分すること。

優先度A：20%、B：50%、C：30%

また、災害復旧事業や国の補正予算対応における繰越事業にも配慮し、計画的な発注見通しを考慮した要求にすること。

（6）各種補助金事業の再精査の実施

- ①過去から継続的に交付している各種団体、企業、個人向け補助金については5%カットした額を今後の交付額（基準額）とし交付要綱等調整し予算要求すること。また、過去から指摘している各種団体等への補助対象経費も明確にされていない定額補助金については交付要綱を見直し予算要求すること。
- ②新規の補助事業については、必ず終期設定を行う他、適切な成果指標を設定した上で事業化することとし、達成状況等を基に事業の有効性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行うようにすること。

（7）受益者負担の見直し

受益者負担の見直しについては、消費税の改定や維持管理経費の増大もあり、今後全ての使用料・料金などで行政サービスと受益者負担とのバランスを考え、適正な負担となるように改定を進めること。また、指定管理施設についても同様の検討を行い、指定管理料の軽減等に努めること。

（8）特別会計・企業会計

一般会計に準じて編成することとする。

本町の住民1人あたりの繰出金は、類似団体平均額の約2倍であり最も高額となっている。特別会計・企業会計の独立採算の原則に基づき、事務の合理化、効率化を徹底し、経費節減に努めることはもちろん、収納率や加入率等の向上、受益者負担の適正化に取り組むとともに、一般会計からの基準外繰出の縮減に努めること。

（9）その他予算要求時の注意点など

- ①国や府の動向を見極めるとともに、関係機関との連携を密にして情報把握に努め、

的確な見通しでの予算要求を行うこと。

- ②国・府の補助金、使用料及び手数料、諸収入など歳出の事業に財源充当する歳入を要求する場合は、担当課で財源充当すること。
- ③契約済みの賃貸借契約等は必ず契約内容を確認し、要求すること。
- ④保育所、学校等の予算要求にあたっては、所管する課等で内容等を十分に把握するとともに、所管課査定（ヒアリング等含む）を行うなど、適正な要求に努めること。また今後、統合への取り組みもあることから、現施設の整備・修繕にかかる経費については必要最小限に努めること。
- ⑤「債務負担行為」及び「継続費」の設定が必要となるものについては、事前に企画財政課と協議すること。
- ⑥リース料の予算要求の積算根拠にリース期間を記入すること。更新時期にあたるものは、更新後のリース料が分かるよう積算根拠に記入すること。また、更新前には再リースも含め検討し、経費節減に努めること。なお、更新リース料の増額は基本的に認めない。
- ⑦丹後管内の市町村で構成する団体、実施事業などに対して負担金を支出する場合は、負担割合が分かる資料を要求書と合わせて提出すること。
- ⑧本予算要求から、細節：役務費において、細々節：通信料と細々節：電話料とを細々節：電話・通信料に再編する。電話料と通信料は一本の請求書で請求される場合が多く、現状では電話料と通信料に分けて執行しているため、事務の簡素化を図るために再編するものである。概算要求で要求した電話料、通信料は公会計システムにおいて電話・通信料に再編している。

4. 提出等について

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 提出物 | ①令和4年度当初予算にかかる要求概要（様式1）
②令和4年度新規事務事業シート（様式2）
③令和4年度予算要求額整理表（様式3）
④予算要求書及び予算要求資料
※予算要求書は公会計システム（新財務会計システム）に入力し（【概算要求】の表記を【本要求】に修正すること）、用紙・印刷経費の節約のため、PDF等の電子データで提出すること。 <u>ただし予算要求資料と予算要求書が結び付くよう、要求書に資料No.を明記するなど工夫すること。</u> |
| (2) 提出期限 | 令和3年12月6日（月） |
| (3) 提出先 | 企画財政課 財政係
電子データはグループウェアの「回覧・レポート」により、企画財政課 廣野・渡邊の両名に送信すること。 |
| (4) その他 | 提出物はすべてを課で取りまとめの上、提出すること。 |

5. 予算査定にかかる各課ヒアリングについて

- (1) 日 程 別途通知
- (2) ヒアリング内容 令和4年度当初予算編成に向けた政策形成ヒアリング等で議論した事項事項の当初予算への反映状況のほか、事務事業見直しの内容、投資的経費等の令和4年度以降の計画など特徴的なものを重点的にヒアリングする。

6. 当初予算要求についての問い合わせ先

企画財政課 財政係 廣野、渡邊（内線：2034） まで

以上